**平成２４年（フ）第６６５号**
川崎市川崎区京町３丁目２番１号　山口荘２Ｆ－３
債務者　津田　範子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第６９０号**
川崎市高津区溝口６丁目23番41号　グレイスＧⅢ－101
債務者　広瀬　春男
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第１４号**
川崎市幸区古川町140番地３　グランデュール石井201
債務者　渡邊美恵子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第４５３号**
岡山市東区西大寺中野本町11番23号、旧住所神奈川県川崎市多摩区菅仙谷２丁目９番１－605号
債務者　八幡　弘之
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第６７４号**
岡山県玉野市東紅陽台２丁目19番地181、旧住所岡山県玉野市奥玉３丁目５番８号
債務者　井上　雄一
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第６８０号**
岡山市東区中川町330番地１　エクセルハイツＡ202、旧住所岡山市東区金岡西町302番地５
債務者　山中　　豊（旧姓毛利）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２０号**
岡山市中区清水１丁目６番32号シティハイツ103
債務者　藤原千香子（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第９５５号**
東京都荒川区西尾久２丁目25－５
債務者　横山　悦子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５６号**
東京都足立区江北３丁目７－７－302
債務者　山田　佳織
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９５９号**
神奈川県相模原市中央区並木３丁目２－８
債務者　榎本　秀樹
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９６４号**
千葉県船橋市本町４丁目43－９－203
債務者　鷹濱　丈二
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９６９号**
東京都品川区平塚３丁目４－19
債務者　浅野勇一郎
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９８５号**
神奈川県横浜市神奈川区菅田町414－４
債務者　加藤　綾子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９８７号**
東京都豊島区高田１丁目19－24－209
債務者　石川　佳代（旧姓彦坂）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０００号**
東京都世田谷区喜多見６丁目20－３－203
債務者　松中　忠弘
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部